

3. 必要書類

	申請時に必要な書類（共通）	
	○被災住家等の解体・撤去に係る申請書 ※実印押印	様式第1号
	○印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内	市民課
	○申請者の本人確認書類の写し ※有効期限内のもの	各発行機関
	運転免許証、パスポート、個人番号カード、その他（国、地方公共団体が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）	
	○罹災証明書の写し	住民税課
	○登記事項（建物）全部証明書 ※発行から3ヶ月以内	法務局
	○建物配置図 解体する建物等を明記したもの。敷地内の家屋を上から見たときの配置及び概ねの形状・寸法がわかるもので、解体希望と残す家屋を明示して方位を記載したもの。手書き可。	様式第2号
	○被災状況が分かる写真 解体を希望する家屋を2方向以上から撮影したもの、建物の被災状況がわかるもの。	任意様式
	【被災住家等に固定資産課税されている場合】 ○固定資産証明書（評価証明書または公課証明書） ※発行から3ヶ月以内 【被災住家等に固定資産課税されていない場合】 ○登記事項（土地）全部事項証明書 ※発行から3ヶ月以内	資産税課 法務局
	場合により必要な書類	
	【代理人が申請する場合】 ○委任状 ※実印押印（委任者） ○印鑑登録証明書（委任者） ※発行から3ヶ月以内	様式第3号 市民課
	【被災住家が共有持分である場合】 ○同意書（共有名義人・相続権者） ※申請者以外の全共有名義人分が必要、実印押印 ○印鑑登録証明書 ※申請者以外の全共有名義人分が必要、発行から3ヶ月以内	様式第4号 市民課
	【借家等の場合】 ○同意書（借家等の居住者）	様式第5号
	【被災住家等に関係権利がある場合】 ○同意書（被災住家等に係る権利設定者） ※全権利設定者分が必要、実印押印 ○印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内	様式第6号 市民課
	【所有者が死亡している場合】 ○所有者の死亡を証する書類 ○相続人の全員が確認できる戸籍謄本等	市民課
	【相続人が決まっている場合】 ○相続を証する書類（遺産分割協議書等） ○相続人の全員に係る印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内	市民課
	【相続人が決まっていない場合】 ○同意書（共有名義人・相続権者） ※申請者以外の全相続権者分が必要、実印押印 ○印鑑登録証明書 ※申請者以外の全相続権者分が必要、発行から3ヶ月以内	様式第4号 市民課
	【現地調査の結果により、足場を設置するなど解体作業に隣接地の了解が必要な場合】 ○同意書（隣接土地・建物所有者等）	様式第9号